

## 静岡県とサッポロホールディングス株式会社及びサッポロビール株式会社との 連携に関する包括提携協定

静岡県（以下「甲」という。）、サッポロホールディングス株式会社（以下「乙」という。）及びサッポロビール株式会社（以下「丙」という。）は、密接な連携と協力を行うことにより、一層の地域活性化及び県民サービスの向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が密接な連携と協力を行うことにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、一層の地域活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の安全・安心の確保、災害時の支援に関する事
- (2) 県政情報の発信に関する事
- (3) 観光や県産品の情報発信、地産地消の推進に関する事
- (4) 県民の健康増進に関する事
- (5) 子ども・青少年の育成支援に関する事
- (6) 高齢者や障害のある方の支援に関する事
- (7) 環境の保全に関する事
- (8) 富士山静岡空港の利活用促進・PRに関する事
- (9) 伝統・文化の継承、発展に関する事
- (10) その他、県政の推進や住民サービスの提供に関する事

2 甲、乙及び丙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙丙合意の上、決定する。

3 乙及び丙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙及び丙の関係会社を実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

### （協定の見直し）

第3条 甲、乙及び丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲、乙又は丙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

### （疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義等が生じたときは、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

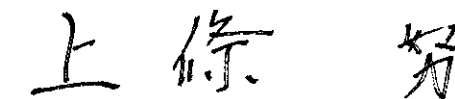
上記の協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

平成25年 2月20日

静岡県静岡市葵区追手町9番6号  
甲 静岡県知事



東京都渋谷区恵比寿4丁目20番1号  
乙 サッポロホールディングス株式会社  
代表取締役社長 兼 グループCEO



東京都渋谷区恵比寿4丁目20番1号  
丙 サッポロビール株式会社  
代表取締役社長

